

北上地区消防組合本部訓令第3号

消防本部

北上地区消防組合消防職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

北上地区消防組合消防本部  
消防長 鈴木和夫

北上地区消防組合消防職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令  
(別紙のとおり)

北上地区消防組合消防本部訓令第3号

北上地区消防組合消防職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合消防職員の人事評価実施規程（平成27年北上地区消防組合消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(人事評価の期間)</p> <p>第6条 評価期間は、<u>次の各号に掲げる評価の区分に応じ、当該各号に定める期間によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>能力評価 毎年4月1日から翌年3月31日まで</u></p> <p>(2) <u>業績評価 毎年4月1日から9月30日及び10月1日から翌年3月31日まで</u></p> <p>(自己申告)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>(評価の実施、面談、<u>結果</u>の開示)</p> <p>第10条 [略]</p> <p><u>2</u> 2次評価者は、1次評価者による評価について、不均衡があるか</p>	<p>(人事評価の期間)</p> <p>第6条 評価期間は、<u>毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p>(自己申告)</p> <p>第9条 [略]</p> <p><u>2</u> 1次評価者は、<u>評価期間の中間において、被評価者に対し、被評価者が期首に掲げた業務目標の進捗に関して、被評価者の自らに認識について、申告を行わせるものとする。</u></p> <p><u>3</u> 1次評価者は、<u>前項の申告により把握した被評価者自らの認識に関し、被評価者に、必要に応じ助言を行うものとする。</u></p> <p>(評価の実施、面談、<u>評価</u>の開示)</p> <p>第10条 [略]</p> <p><u>2</u> 1次評価者は、<u>前項の規定による評価に際し、被評価者と面談を行い、当該評価及び自己の所見を被評価者に示すとともに、必要に応じ指導及び助言を行うものとする。</u></p> <p><u>3</u> 2次評価者は、1次評価者による評価について、不均衡があるか</p>

どうかという観点から審査を行い、2次評価者としての全体評語を付すことにより調整（次項に規定する再調整を含む。）を行うものとする。この場合において、2次評価者は、当該全体評語を付す前に、1次評価者に再評価を行わせることができる。

3 [略]

4 1次評価者は、前項の確認を行った後に、被評価者の能力評価及び業績評価の結果を、当該被評価者に開示するものとする。

5 1次評価者は、前項の開示が行われた後に、被評価者と面談を行い、能力評価及び業績評価の結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。

6 [略]

（苦情への対応）

第14条 第10条第4項の規定に基づき開示された能力評価及び業績評価の結果に関する職員の苦情へ対応するため、苦情相談及び苦情処理の手続きを設けるものとする。

2 [略]

3 苦情処理は、書面による申告に基づき、消防次長が行う。

4 開示された評価結果に関する苦情処理は、当該評価の評価期間につき、1回に限り受け付けるものとする。

5 苦情処理の申出は、能力評価及び業績評価の結果が開示された日

どうかという観点から審査を行い、2次評価者としての全体評語を付すことにより調整（次項に規定する再調整を含む。）を行うものとする。この場合において、2次評価者は、当該全体評語を付す前に、1次評価者に再評価を行わせることができる。

4 [略]

5 [略]

（苦情への対応）

第14条 第10条の規定による評価の実施等に関する職員の苦情へ対応するため、苦情相談及び苦情処理の手続きを設けるものとする。

2 [略]

3 前項の申出は、1次評価者による能力評価及び業績評価が開示された日（調整及び再調整に伴い変更された評価の開示を含む。）から起算して1週間以内に限り申し出ることができる。

4 第2項の苦情相談で解決しないときの苦情処理は、書面による申告に基づき、消防次長が行う。

5 評価結果に関する苦情処理は、当該評価の評価期間につき、1回に限り受け付けるものとする。

若しくは第2項の苦情相談にかかる結果の教示を受けた日の翌日から起算して1週間以内に限り申し出ることができる。

6・7 [略]

別表第2（第4条関係）

	被評価者	1次評価者	2次評価者	確認者
本部	消防長	副管理者	管理者	管理者
	消防次長	消防長	副管理者	管理者
	課長、室長	消防次長	消防長	消防長
	補佐以下の課員又は室員 ただし、次の者を除く。 ① 消防署の係長の職にある者 ② 総務課兼務の者 ③ 予防課・警防課兼務の消防副士長以下の者	課長	消防次長	消防長
消防署	署長	消防次長	消防長	消防長
	副署長、当直部長、係長	署長	消防次長	消防長
	主任、消防司令補	副署長	署長	消防長

6・7 [略]

別表第2（第4条関係）

	被評価者	1次評価者	2次評価者	確認者
本部	消防次長	消防長	消防長	消防長
	課長	消防次長	消防長	
	補佐以下の課員 ただし、次の者を除く。 ① 消防署の係長の職にある者 ② 総務課兼務の者 ③ 予防課・警防課兼務の消防副士長以下の者	課長	消防次長	
消防署	署長	消防次長	消防長	
	副署長、当直部長、係長、出張所長、主任	署長	消防次長	

	<u>消防士長以下の署員</u>	<u>当直部長</u>	署長	<u>消防長</u>
分署	分署長	署長	消防次長	<u>消防長</u>
	<u>副分署長以下の分署員</u>	分署長	署長	<u>消防長</u>
出張所	<u>出張所長</u>	<u>署長</u>	<u>消防次長</u>	<u>消防長</u>
	所員	<u>出張所長</u>	署長	<u>消防長</u>

注意事項

この表については、当分の間、次のように取り扱うこととします。

- 1 1次評価者は、必要に応じて補助者を置くことができる。
- 2 補助者は、1次評価者の求めに応じ評価を補助します。
- 3 署と本部を兼務している職員にあっては、署と本部ごとに評価を行うこと。ただし、署の係長、消防副士長以下の職員等は除くものとします。
- 4 評価者が必要と認めるときは、被評価者の上司に意見を求めることができる。
- 5 次に掲げる者の人事評価は、別に定めることとします。  
(1)・(2) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

	上記以外の署員	<u>副署長</u>	署長
分署	分署長	署長	消防次長
	分署員	分署長	署長

注意事項

この表については、当分の間、次のように取り扱うこととします。

- 1 署と本部を兼務している職員にあっては、署と本部ごとに評価を行うこと。ただし、署の係長、消防副士長以下の職員等は除くものとします。
- 2 評価者が必要と認めるときは、被評価者の上司である係長等に意見を求めることができる。
- 3 次に掲げる者の人事評価は、別に定めることとします。  
(1)・(2) [略]